平成２２年（フ）第１６３号
佐賀県武雄市若木町大字川古13907番地
債務者　緒方　博美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１８４号
佐賀県伊万里市山代町立岩2625番地１
債務者　山下　市子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１８６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁4726番地４
債務者　武藤　　香
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１８７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁4726番地４
債務者　武藤　静香
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１８９号
佐賀県鹿島市大字重ノ木乙3066番地１
債務者　山口　恭子（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１９１号
佐賀県鹿島市大字高津原980番地１　市営西峰住宅16―１号
債務者　冨永　久雄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５０号
秋田県能代市常盤字町辺44番地
債務者　佐々木榮子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第５２号
秋田県能代市比八田字八幡下39番地
債務者　成田　良一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第４５２号
長崎県長崎市矢上町５番11号
債務者　河島　励子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
宮城県栗原市若柳字川南南大通14番地13
債務者　狩野　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
宮城県大崎市古川中沢字中沢屋敷272番地１
債務者　山寺　祐一
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
山形県新庄市五日町1284番地の12　加藤アパート２号室、前住所岐阜県岐阜市曙町２丁目４番地４　第一ビル203号室
債務者　田中ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第４２７号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺字下田93　サンティアラ103号室、住民票上の住所金沢市糸田新町10番18号
債務者　粟田　　裕
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号
徳島県阿南市領家町土倉26番地９
債務者　荒川トシ子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２３号
沖縄県石垣市字真栄里382番地の７　Ｋ・Ｋマンション101
債務者　池村　竹之
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第２７号
沖縄県石垣市字大浜122番地
債務者　髙屋　英孝
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１９９号
宮城県大崎市田尻大貫字上長根３番地６
債務者　高橋　和秀
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
福島県南相馬市原町区旭町４丁目44番地の11第１グランドハイツ105
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福島地方裁判所相馬支部